

建設コンサルタント業務委託 の総合評価について

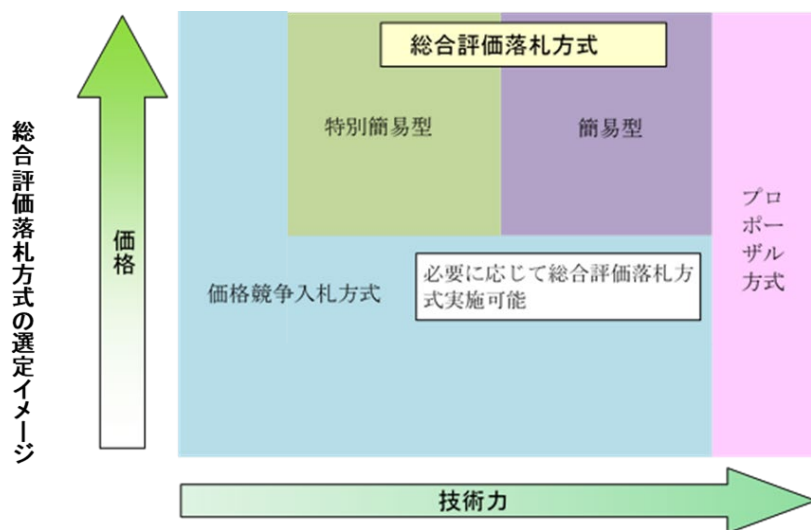
令和6年3月15日
山梨県総合評価委員会

令和5年度 建設コンサルタント業務委託 総合評価実施状況

令和6年3月15日
山梨県総合評価委員会

令和5年度の総合評価実施方針(建設コンサルタント業務) 令和4年度第2回総合評価委員会で決定

1. 県土整備部が発注する1千万円以上の建設コンサルタント業務について試行する
2. 技術等の工夫の余地があり当該業務の実施方針を定めることや資格・実績等を評価することにより、品質向上を図ることが期待される業務
3. 試行件数は、各建設事務所及び支所、営繕課ごとに5件程度、特設事務所を含め全体で40件(土木35件、建築5件)程度とする。
4. 総合評価落札方式の型式については、実施方針、実績等を評価する簡易型と実績等のみを評価する特別簡易型の2種類とする。
5. 低入札価格調査制度を導入し、ダンピング受注の防止を図る。
6. 試行する業務については、一般競争入札を導入する。
7. 意見聴取は工事にあわせ、毎週木曜午後2時から防災新館で実施、木曜日が祝祭日の場合は、前後に実施する。
8. 令和5年度第1回山梨県総合評価委員会開催を9月、第2回委員会開催を3月に予定する。



○総合評価落札方式(簡易型)

技術等の工夫の余地があり当該業務の実施方針を定めることにより、品質向上を図ることが期待される業務

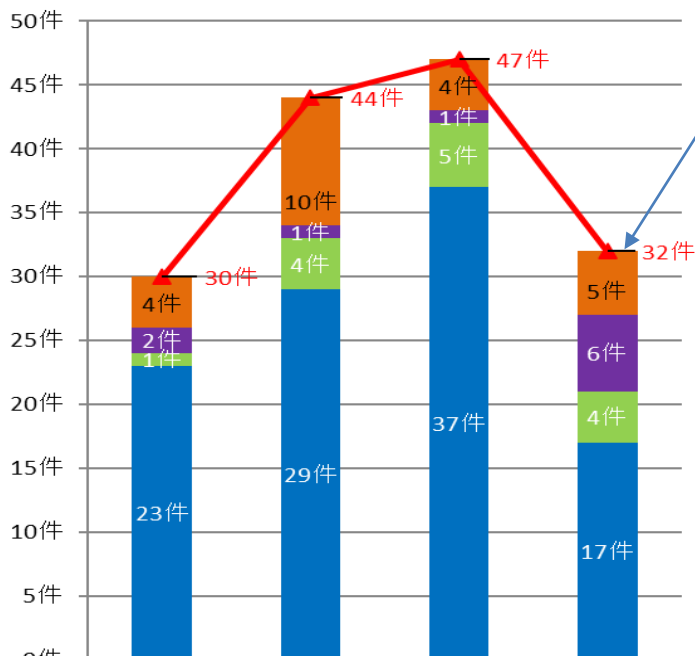
○総合評価落札方式(特別簡易型)

技術等の工夫の余地が比較的小さく、資格・実績等のみを評価することにより、品質向上を図ることが出来る業務

令和5年度実施状況

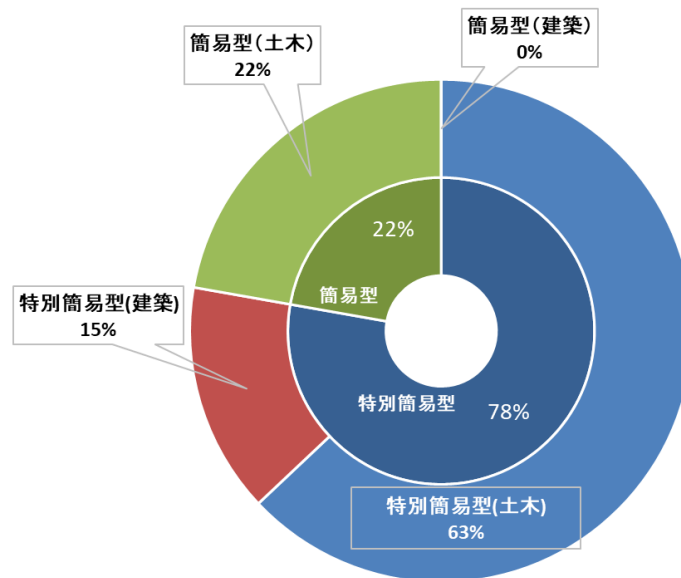
1. 総合評価落札方式を適用し契約した案件は、県土整備部で発注する建設コンサルタント業務 **27件**
2. 型別の件数・割合内訳は、特別簡易型 **21件(78%)**、簡易型 **6件(22%)**

発注件数



※R5年度は中間値
4月～1月末までの発注件数

R5(実績) 総合評価実施状況(型別)



※R6. 2月1日時点

※R2. 8月以降に公告する建設コンサルタント業務から試行を開始(県土整備部のみ)

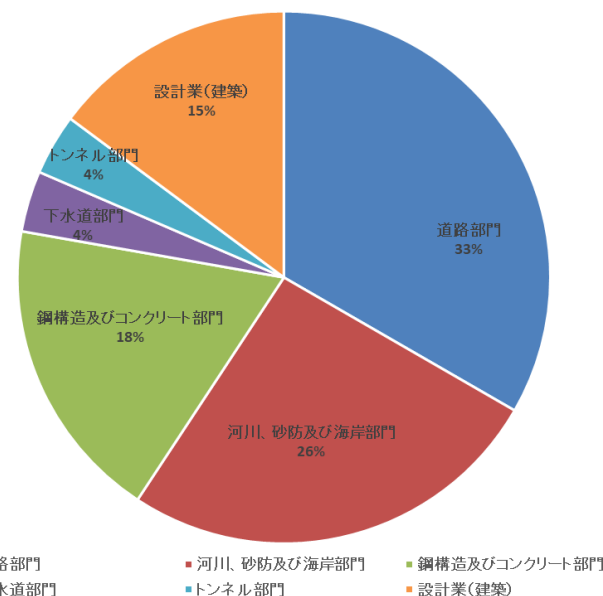
令和5年度実施状況

1. 業種・部門別では建設コンサルタント業(道路部門)が9件/全27件(約33%)と最も多く占める。
2. 次いで、建設コンサルタント業(河川、砂防及び海岸部門)が7件/全27件(約26%)と多く、R4年度と同様の傾向。

R5(実績)

業種・部門別	特別簡易型 (土木)	簡易型 (土木)	合計	割合
道路部門	6	3	9	33.3%
河川、砂防及び海岸部門	4	3	7	25.9%
鋼構造及びコンクリート部門	5	0	5	18.5%
下水道部門	1	0	1	3.7%
トンネル部門	1	0	1	3.7%
港湾及び空港部門	0	0	0	0.0%
電力土木部門	0	0	0	0.0%
鉄道部門	0	0	0	0.0%
上水道及び工業用水道部門	0	0	0	0.0%
農業土木部門	0	0	0	0.0%
森林土木部門	0	0	0	0.0%
造園部門	0	0	0	0.0%
都市計画及び地方計画部門	0	0	0	0.0%
地質部門	0	0	0	0.0%
土質及び基礎部門	0	0	0	0.0%
施工計画、施工設備及び積算部門	0	0	0	0.0%
建設環境部門	0	0	0	0.0%
機械部門	0	0	0	0.0%
水産土木部門	0	0	0	0.0%
電気電子部門	0	0	0	0.0%
廃棄物部門	0	0	0	0.0%
業種・部門別	特別簡易型 (建築)	簡易型 (建築)	合計	割合
設計業(建築)	4	0	4	14.8%
合計(件数)	21	6	27	
割合	78%	22%	100%	100%

R5(実績)総合評価実施状況(業種・部門別)

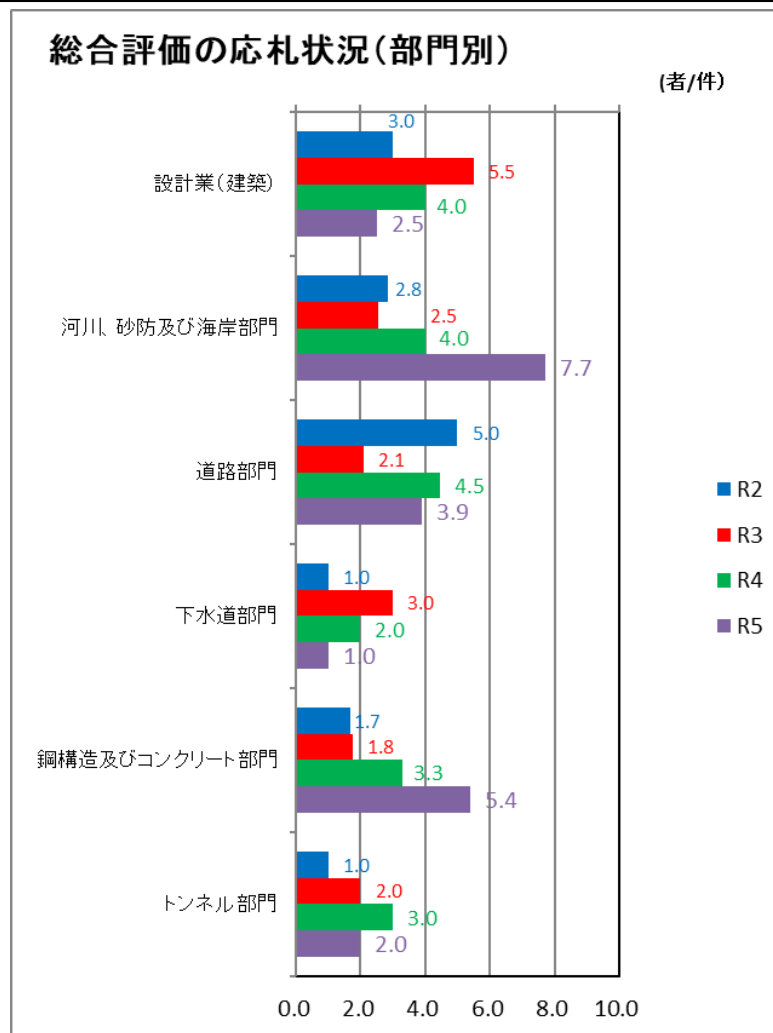
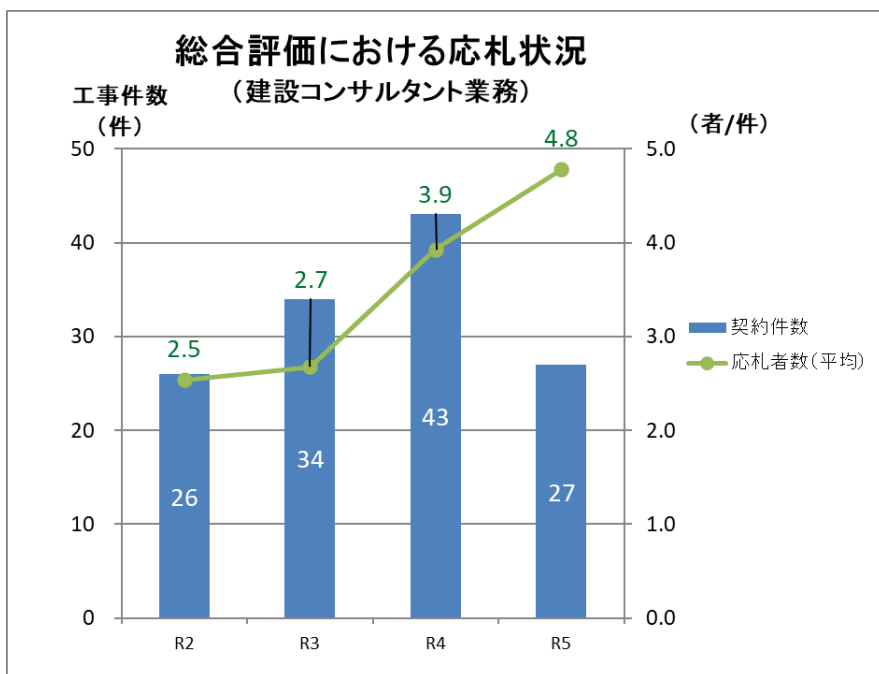


※R6. 2月1日時点

※県土整備部で発注する建設コンサルタント業務を対象

令和5年度実施状況

1. 平均応札者数は**4.8者** R4年度**3.9者**と比べ、**0.9ポイント**増加
2. 業種部門別では、河川・砂防および海岸部門で**7.7者**と応札者が多い。R4年度と比べ約2倍に増えている。
3. 低入札価格調査に該当する案件は、発生していない。



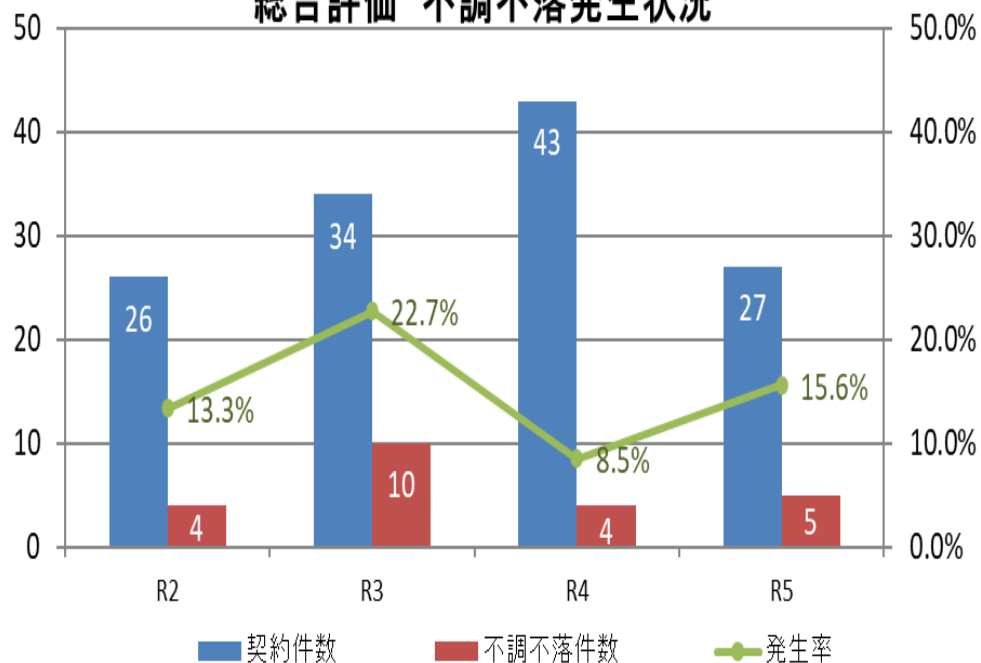
※R6. 2月1日時点

※県土整備部で発注する建設コンサルタント業務を対象

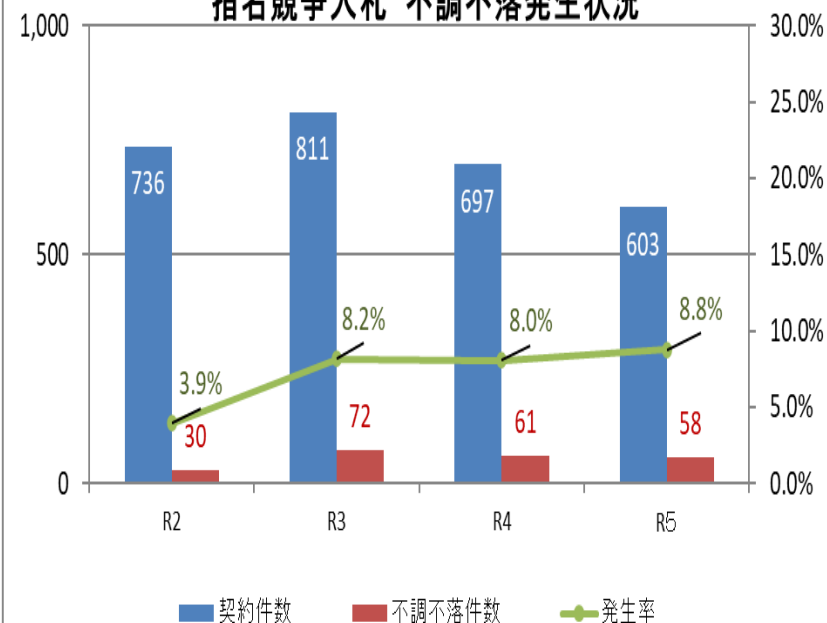
令和5年度実施状況

1. 不調・不落の発生率は、**15.6%** R4年度の**8.5%**と比べ、**7.1ポイント**増加
2. 指名競争入札における不調不落発生率よりも総合評価のほうが高い傾向

総合評価 不調不落発生状況



指名競争入札 不調不落発生状況



※R6. 2月1日時点

※県土整備部で発注する建設コンサルタント業務を対象

※不調とは応札者がいない(入札参加者不在も含む)こと。不落とは、応札者はいたが予定価格超過等により落札者が決まらないこと。

落札者の状況(技術評価点・価格順位から見た落札者の状況)

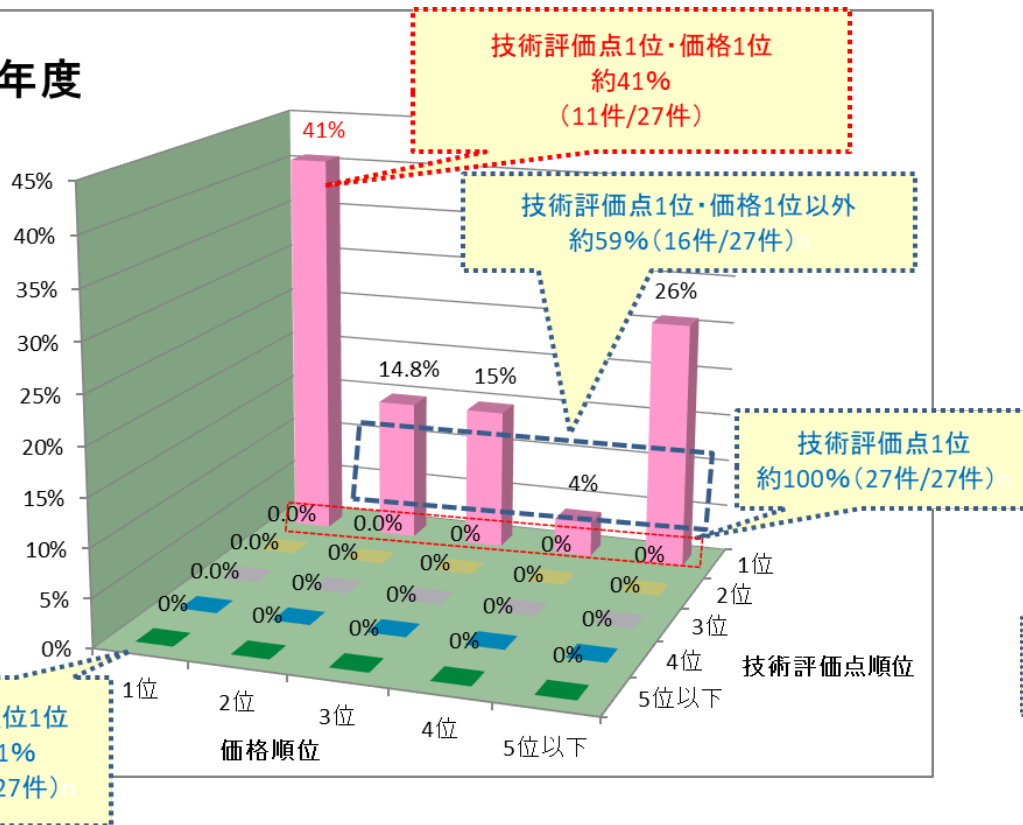


令和5年度実施状況

1. 全契約件数27件のうち、技術評価点1位者が落札者となる割合は約**100%**(27件)、R4年度の**91%**に比べ**9%**増
2. 技術評価点順位1位かつ価格順位1位の者が落札者となる割合は、**41%**(11件)R4年度**51%**と比べて**10%**減
3. 技術評価点1位者が価格順位で1位でなくても約**59%**(16件)が落札、R4年度**39%**と比べて**20%**増

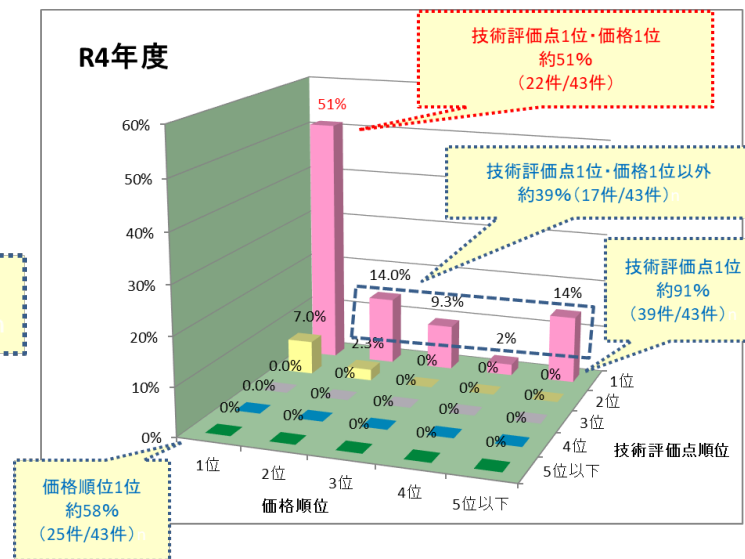
落札者の状況(技術評価点・価格順位からみた落札者の状況)

R5年度



(参考)

R4年度



※R6. 2月1日時点

※県土整備部で発注する建設コンサルタント業務を対象

落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)

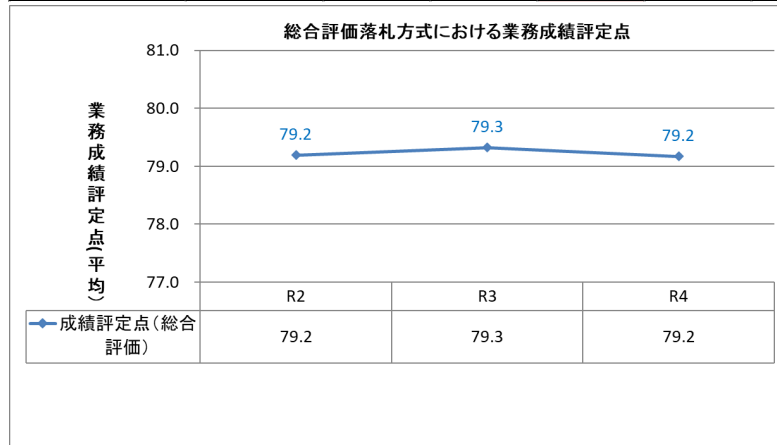


令和5年度実施状況

1. 総合評価落札方式で発注した27件のうち16件(59.3%)で最低価格者以外が落札
2. 最低価格者以外(技術評価点上位者)が落札する割合が、年々増加しているが、成績評定点に有意な変化は見られない状況

落札者の状況(最低価格者以外が落札した割合)

	R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合	発注件数	最低価格者以外の落札	左記の割合
特別簡易型(土木)	23件	4件	17.4%	29件	6件	20.7%	37件	16件	43.2%	17件	10件	58.8%
特別簡易型(建築)	1件	0件	0.0%	4件	4件	100.0%	5件	2件	40.0%	4件	2件	50.0%
簡易型(土木)	2件	0件	0.0%	1件	0件	0.0%	1件	0件	0.0%	6件	4件	66.7%
簡易型(建築)	0件	0件	-	0件	0件	-	0件	0件	-	0件	0件	-
計	26件	4件	15.4%	34件	10件	29.4%	43件	18件	41.9%	27件	16件	59.3%



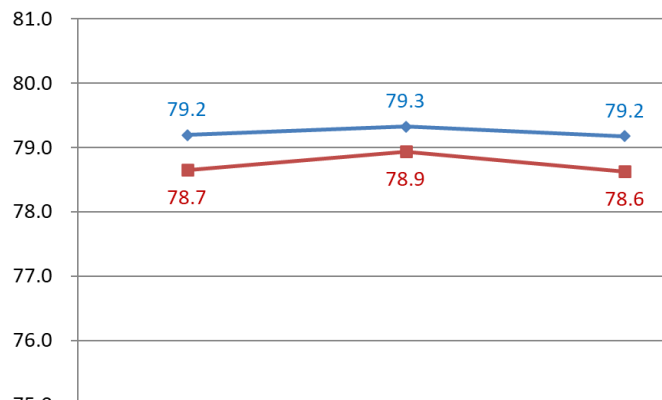
※R6. 2月1日時点

※県土整備部で発注する建設コンサルタント業務を対象

令和5年度実施状況

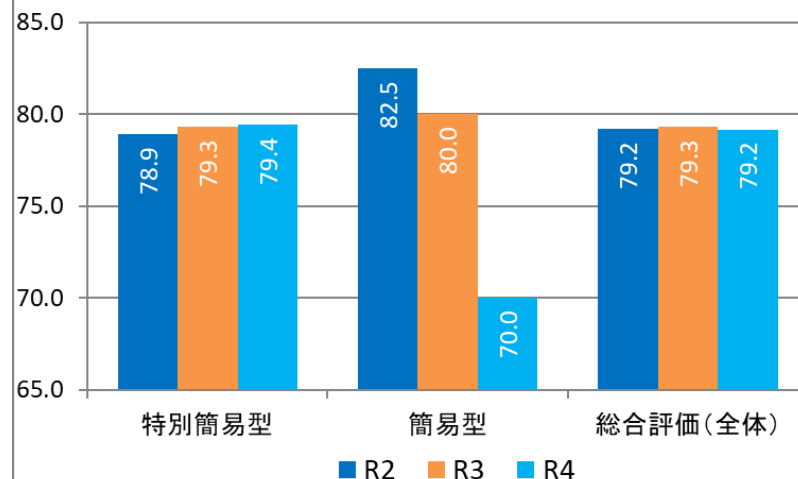
1. 総合評価における完了案件はないため、令和4年度までに発注して完了しているものについて報告

指名競争入札と総合評価落札方式における業務成績評定点の比較



	R2	R3	R4
● 成績評定点(総合評価)	79.2	79.3	79.2
■ 成績評定点(指名競争)	78.7	78.9	78.6

総合評価タイプ別 業務成績評定点



	R2		R3		R4	
	総合評価	指名競争	総合評価	指名競争	総合評価	指名競争
最高点	84	91	84	87	83	89
最低点	74	66	74	61	65	64
完了件数	26	706	34	778	35	532
完了割合	100%	100%	100%	100%	81%	80%
件数 計	732		812		567	
施工中件数	-	-	-	-	8	137
施工中割合	-	-	-	-	19%	20%
件数 計	-		-		145	

※R6年2月1日時点

令和6年度の実施方針について

令和6年3月15日
山梨県総合評価委員会

経緯

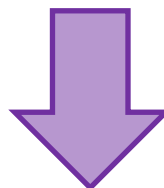
- 労働基準法の改正、施行(H31.4月)
⇒働き方改革の一環として労働基準法が改正され、時間外労働の上限が法律に規定。
- 「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の公布・施行(R1.6.14)
 - ・公共工事の品質確保、働き方改革への対応、生産性向上への取組、災害時の緊急対応の充実強化、調査・設計の品質確保等。
- 改正品確法を踏まえた「発注関係事務の運用に関する指針(運用指針)」の改正(R2.1.30)
 - ・都道府県や区市町村を含む全ての公共工事の発注者が適切に発注関係事務を運用し、品確法に定められた発注者としての責務を果たす。
- 改正品確法の理念を実現するため「全国統一指標、関東ブロック独自指標の目標値」設定(R2.12.23)
 - ・全国統一指標【業務】：
 - ①地域平準化率(業務稼働時期の平準化)
 - ②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)
 - ・関東ブロック独自指標【業務】：
 - ③ウィークリースタンスの実施(履行状況の確認)

国の動き

- 建設業法、入札契約適正化法及び品確法の一部改正(第213回通常国会(R6.1.26 開会)で審議予定法案)
 - 担い手確保のための働き方改革・処遇改善
 - 地域建設業等の維持に向けた環境整備
 - 新技術の活用等による生産性の向上
 - 公共工事の発注体制の強化 ほか

意見

- 建設コンサルタント協会からの意見
 - 働き方改革、担い手確保・育成
 - ・総合評価落札方式における提出書類の簡素化



- 令和6年度 総合評価の実施方針に反映
ポイント
1. 品質確保、技術力の向上
 2. 働き方改革の取り組み強化

1. 品質確保、技術力の向上

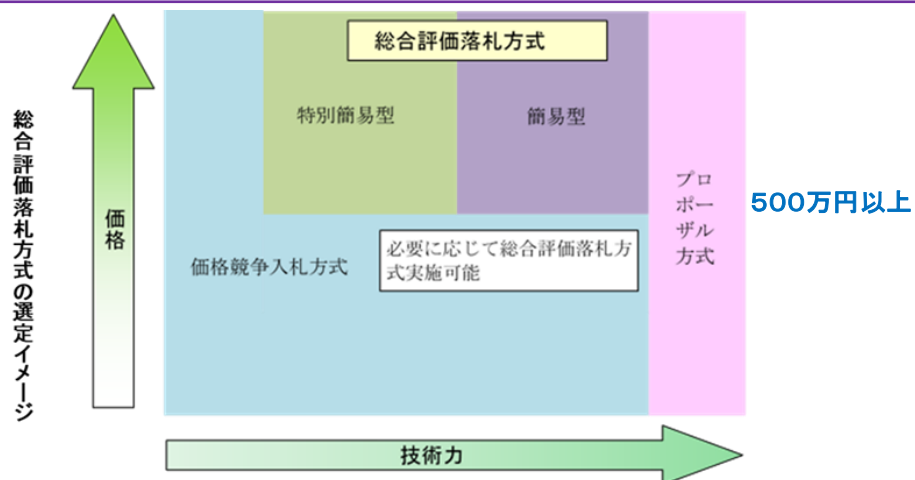
- ・令和6年度 県土整備部においてこれまでの1千万円以上から**5百万円以上**に引き下げて対象を拡大し、各建設事務所及び支所、営繕課ごとに5件程度、特設事務所を含め全体で40件程度実施。
- ・配置予定技術者の継続教育制度(CPD)による技術力の維持・向上を図る取り組みに対する評価を継続する。(証明対象期間の暫定措置は解除)
- ・建築における企業及び技術者の「成績評定点」に関する評価対象期間「過去10ヶ年度」を「過去5ヶ年度」に改定する。

2. 働き方改革の取り組み強化

- ・技術評価様式「本店、又は支店・営業所等の所在地」を県システムのデータを活用することにより、参加者からの資料提出を不要とし、**入札契約事務の簡素化**を図る。

※ 山梨県総合評価委員会での年2回実施(9月、3月)

※ 意見聴取を毎週木曜日に実施



○総合評価落札方式(簡易型)

技術等の工夫の余地があり当該業務の実施方針を定めることにより、品質向上を図ることが期待される業務

○総合評価落札方式(特別簡易型)

技術等の工夫の余地が比較的小さく、資格・実績等のみを評価することにより、品質向上を図ることが出来る業務